

消費税の達人(平成26年度以降用)from医療大臣NX

運用ガイド

この度は、「消費税の達人（平成26年度以降用）from医療大臣NX」をご利用いただき誠にありがとうございます。

「消費税の達人（平成26年度以降用）from医療大臣NX」は、応研株式会社の「医療大臣NXVer3」の会計データを「消費税の達人」に取り込むためのプログラムです。このマニュアルでは、「消費税の達人（平成26年度以降用）from医療大臣NX」のインストール手順や操作手順について説明しています。



目次

1.対応製品	3
2.動作環境	4
3.インストール方法	5
パターン①「達人Cube」からアップデートする場合	5
パターン②「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする場合	9
4.運用方法	11
パターン①	
「医療大臣NXVer3」と「消費税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合	11
パターン②	
「医療大臣NXVer3」と「消費税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合	12
5.操作方法	13
パターン①	
「医療大臣NXVer3」と「消費税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合	13
パターン②	
「医療大臣NXVer3」と「消費税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合	18
6.連動対象項目	24
「医療大臣NXVer3」から連動するデータ（連動元）	24
「消費税の達人」に連動するデータ（連動先）	25
一般用	26
簡易課税用	37
7.アンインストール方法	42
8.著作権・免責等に関する注意事項	43

1.対応製品

「消費税の達人（平成26年度以降用）from医療大臣NX」に対応するNTTデータの対応製品及び応研の対応製品は以下のとおりです。

対応製品	対応アプリケーション
NTTデータ対応製品	消費税の達人（平成26年度以降用） Professional Edition
	消費税の達人（平成26年度以降用） Standard Edition
応研対応製品	医療大臣NXVer3
	医療大臣NXVer3ERP

2.動作環境

「消費税の達人（平成26年度以降用）from医療大臣NX」に必要な動作環境は「1.対応製品」（P.3）に記載の「応研対応製品」と同様です。



注意

- 「消費税の達人（平成26年度以降用）from医療大臣NX」のインストールやプログラムの起動を行うには、「1.対応製品」（P.3）に記載の「応研対応製品」のいずれかがインストールされている必要があります。
- 「消費税の達人（平成26年度以降用）from医療大臣NX」の起動中に、「医療大臣NXVer3」の起動、及びアンインストールを行うことができません。

3.インストール方法

「消費税の達人（平成26年度以降用）from医療大臣NX」をインストールする手順は、「達人Cube」からアップデートする方法と「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする方法の2パターンあります。



注意

- ・ インストール作業中に「ユーザーアカウント制御」画面が表示されることがあります。その場合は「はい」ボタンをクリックして作業を進めてください（必要に応じてパスワードを入力します）。
- ・ 既に過去バージョンの連動コンポーネントをインストールしている場合は、アンインストールしてから最新バージョンの連動コンポーネントをインストールしてください。

パターン①

「達人Cube」からアップデートする場合

1. 「達人Cube」にログインし、[アップデート]をクリックします。



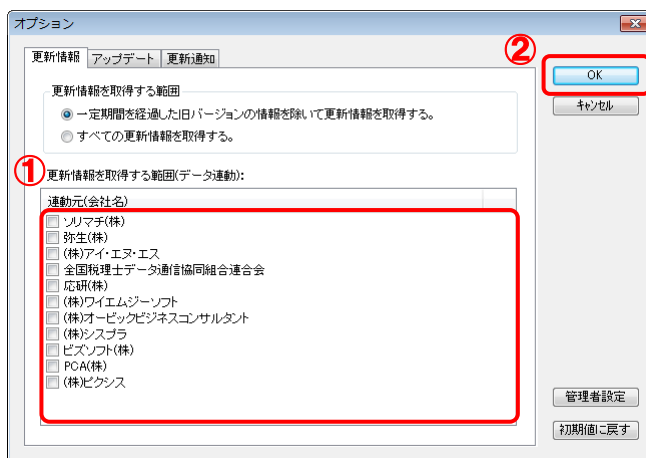
「アップデート」画面が表示されます。

2. ユーティリティ[オプション]をクリックします。



[オプション] 画面が表示されます。

3. [更新情報]タブー[更新情報を取得する範囲(データ運動)]において該当の[連動元(会社名)]をクリックしてチェックを付け(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。



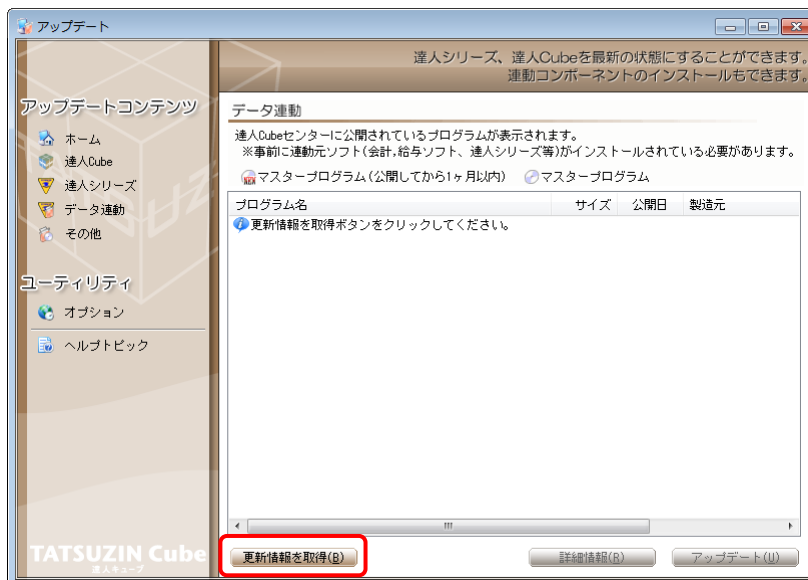
[アップデート] 画面に戻ります。

4. アップデートコンテンツ[データ連動]をクリックします。



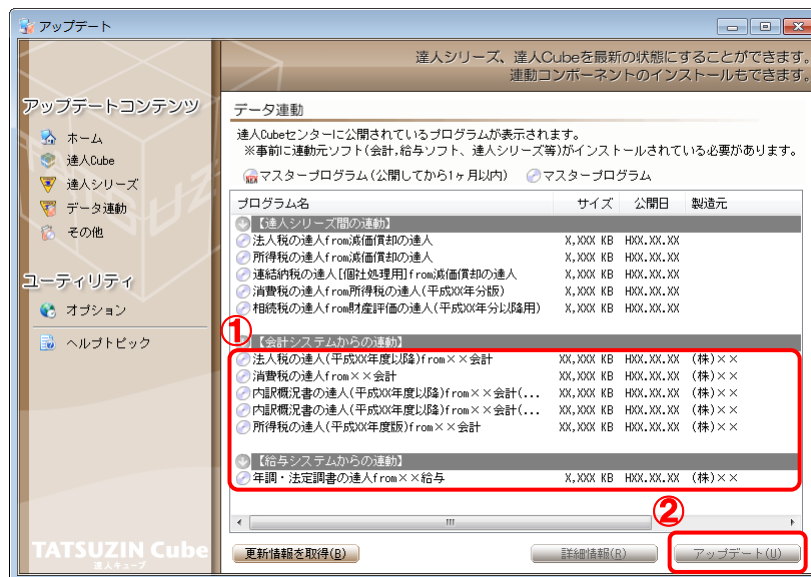
[データ連動] 画面が表示されます。

5. [更新情報を取得]ボタンをクリックします。



連動コンポーネントが表示されます。

6. 該当の連動コンポーネントをクリックして選択し(①)、[アップデート]ボタンをクリックします(②)。



[消費税の達人(平成26年度以降用)from医療大臣NX] 画面が表示されます。

7. [次へ]ボタンをクリックします。

[ユーザ情報] 画面が表示されます。

8. ユーザ情報を入力し、[次へ]ボタンをクリックします。

[ファイルコピーの開始] 画面が表示されます。

9. [次へ]ボタンをクリックします。

インストールが開始されます。

10. [InstallShield ウィザードの完了]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人(平成26年度以降用)from医療大臣NX」のインストールは完了です。

パターン②

「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする場合

1. 「達人」オフィシャルサイトの連動会計・給与ソフトの連動コンポーネントダウンロードページ (http://www.tatsuzin.info/rendousoft/rendou_download.html)を開きます。



2. 該当の「達人シリーズ」のソフト名をクリックします。
該当の連動会計・給与ソフトメーカー一覧画面が表示されます。
3. 該当の連動会計・給与ソフトメーカーの[ダウンロード]をクリックします。
該当の連動会計・給与ソフトメーカーの最新の連動コンポーネント一覧画面が表示されます。
4. 該当の連動コンポーネントの[連動コンポーネントをダウンロードする]ボタンをクリックします。
画面の一番下に通知バーが表示されます。
5. [保存]ボタンの右端にある[▼]ボタンをクリックし、表示されるメニュー[名前を付けて保存]をクリックします。
[名前を付けて保存] 画面が表示されます。

- 6.** 保存する場所を指定し、[保存]ボタンをクリックします。
保存する場所に指定した場所に、ファイルがダウンロードされます。
- 7.** 手順5でダウンロードしたファイルをダブルクリックします。
[消費税の達人(平成26年度以降用)from医療大臣NX] 画面が表示されます。
- 8.** [次へ]ボタンをクリックします。
[ユーザ情報] 画面が表示されます。
- 9.** ユーザ情報を入力し、[次へ]ボタンをクリックします。
[ファイルコピーの開始] 画面が表示されます。
- 10.** [次へ]ボタンをクリックします。
インストールが開始されます。
- 11.** [InstallShield ウィザードの完了]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人(平成26年度以降用)from医療大臣NX」のインストールは完了です。

4.運用方法

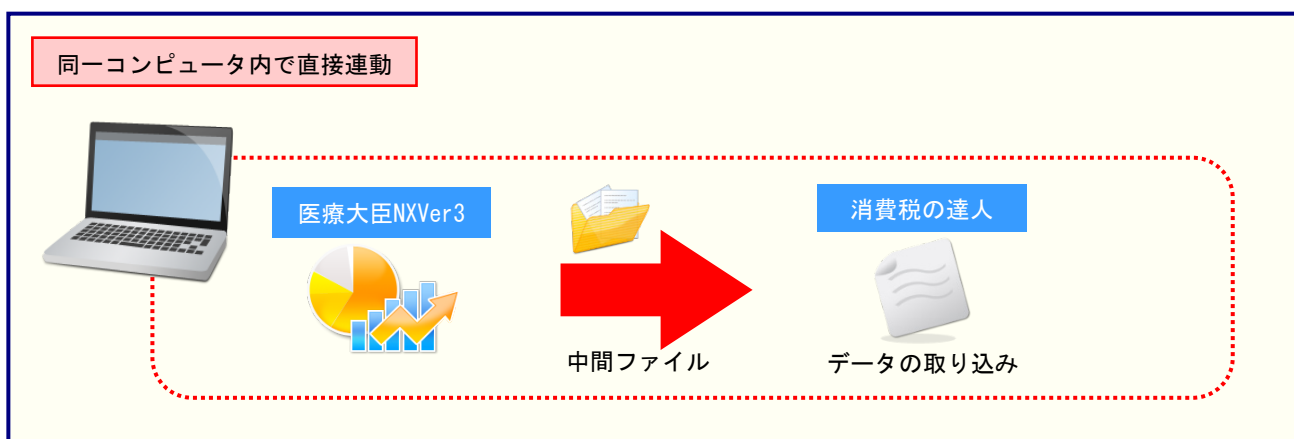
「消費税の達人（平成26年度以降用）from医療大臣NX」は、「医療大臣NXVer3」のデータから中間ファイルを作成します。

データ取り込みの操作方法は、「医療大臣NXVer3」と「消費税の達人」が同一コンピュータにインストールされているかどうかで異なります。

パターン①

「医療大臣NXVer3」と「消費税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合

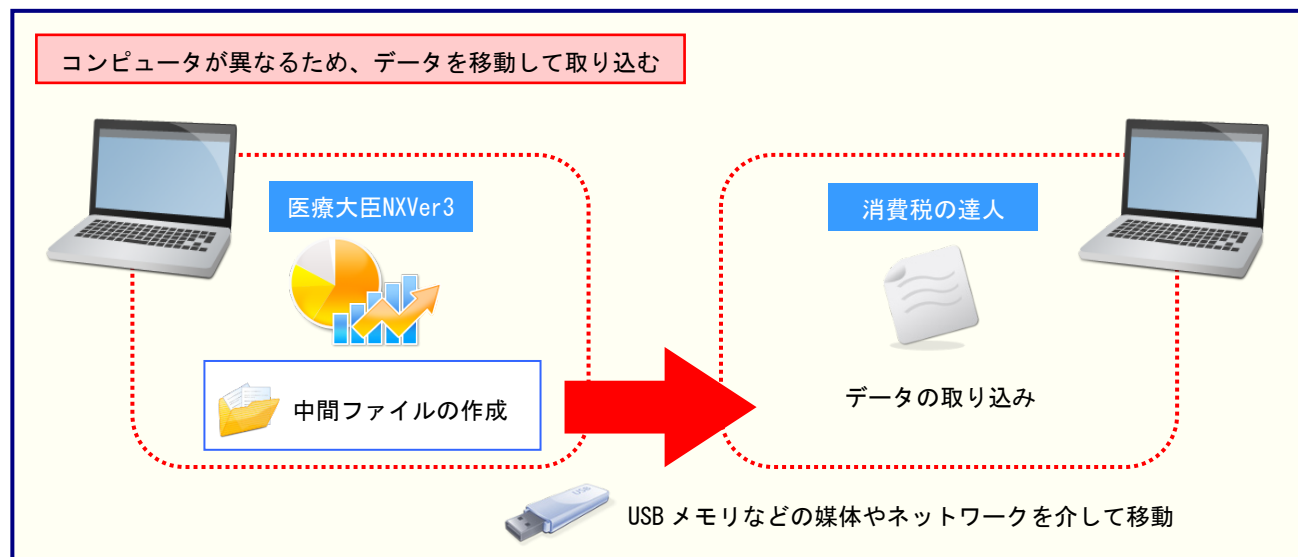
「消費税の達人（平成26年度以降用）from医療大臣NX」で作成された中間ファイルを直接「消費税の達人」に取り込みます。



パターン②

「医療大臣NXVer3」と「消費税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合

「医療大臣NXVer3」がインストールされているコンピュータで中間ファイルを作成し、「消費税の達人」がインストールされているコンピュータで取り込みます。



5.操作方法

「消費税の達人（平成26年度以降用）from医療大臣NX」を使って、以下の手順で連動します。

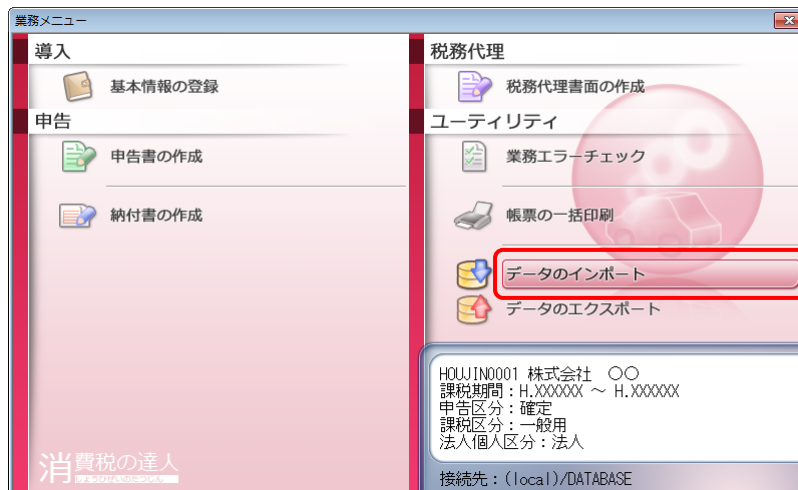
事前に「6.連動対象項目」（P.24）を必ずお読みください。

操作手順は、「医療大臣NXVer3」と「消費税の達人」が同一コンピュータにインストールされているかどうかで異なります。

パターン①

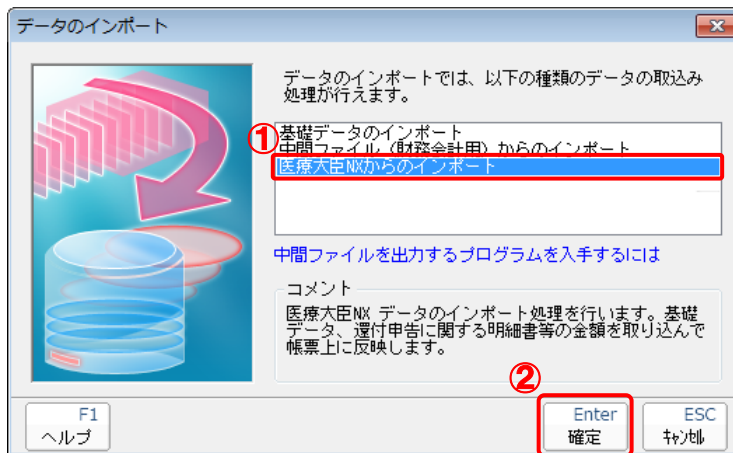
「医療大臣NXVer3」と「消費税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合

1. 「消費税の達人」を起動してデータを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



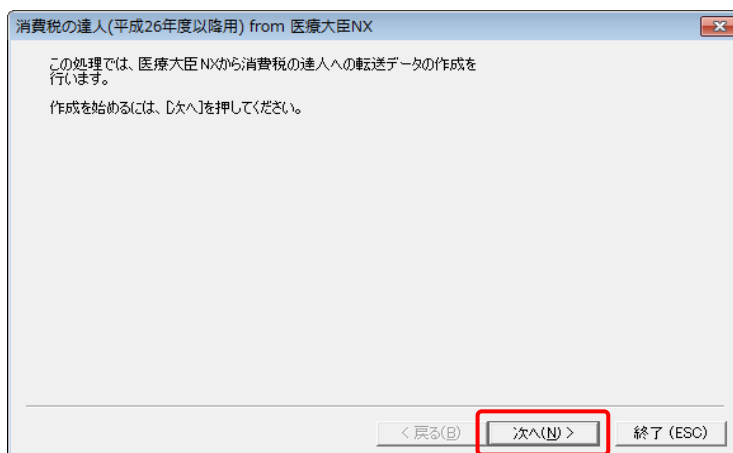
[データのインポート] 画面が表示されます。

2. [医療大臣NXからのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



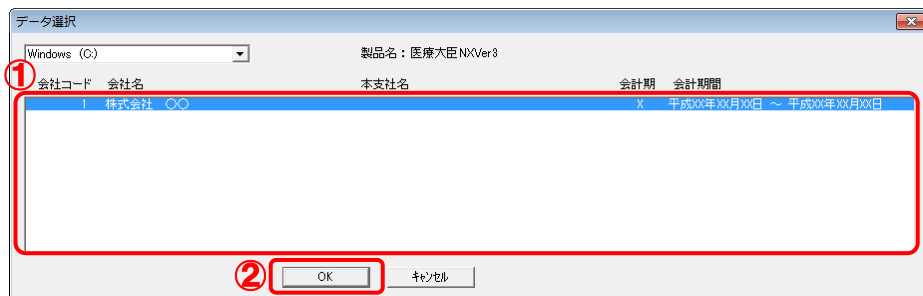
[消費税の達人（平成26年度以降用）from医療大臣NX] 画面が表示されます。

3. [次へ]ボタンをクリックします。



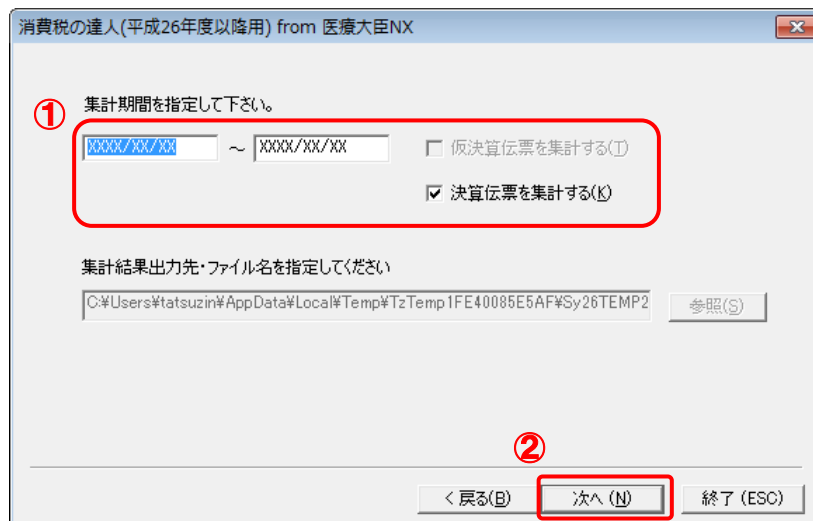
[データ選択] 画面が表示されます。

4. 「消費税の達人」に取り込む「医療大臣NXVer3」のデータをクリックして選択し(①)、[OK] ボタンをクリックします(②)。



集計期間を指定する画面が表示されます。

5. 集計期間を指定し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。



確認画面が表示されます。

6. [実行]ボタンをクリックします。

消費税の達人(平成26年度以降用) from 医療大臣NX

以下の消費税データを作成します。
よろしければ、[実行]を押して下さい。

会社名称	: 株式会社 ○○
本支社名称	:
会社コード	: 1
会計期	: X
会計期間	: 平成XX年XX月XX日 ~ 平成XX年XX月XX日
消費税申告区分	: 本則課税
課税仕入控除	: 個別対応方式
集計期間	: 平成XX年XX月XX日 ~ 平成XX年XX月XX日(期首・決算含む)

< 戻る(B) **実行(O)** 終了(ESC)

集計結果出力完了画面が表示されます。

7. [完了]ボタンをクリックします。

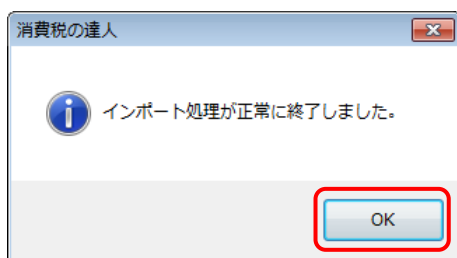
消費税の達人(平成26年度以降用) from 医療大臣NX

集計結果を正常に出力しました。
[完了]を押してください

< 戻る(B) **完了** 終了(ESC)

完了画面が表示されます。

8. [OK]ボタンをクリックします。



〔業務メニュー〕画面に戻ります。データの作成（中間ファイルの作成）が終了すると同時に、「消費税の達人」にデータが取り込まれます。

以上で、データの取り込みは完了です。

パターン②

「医療大臣NXVer3」と「消費税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合

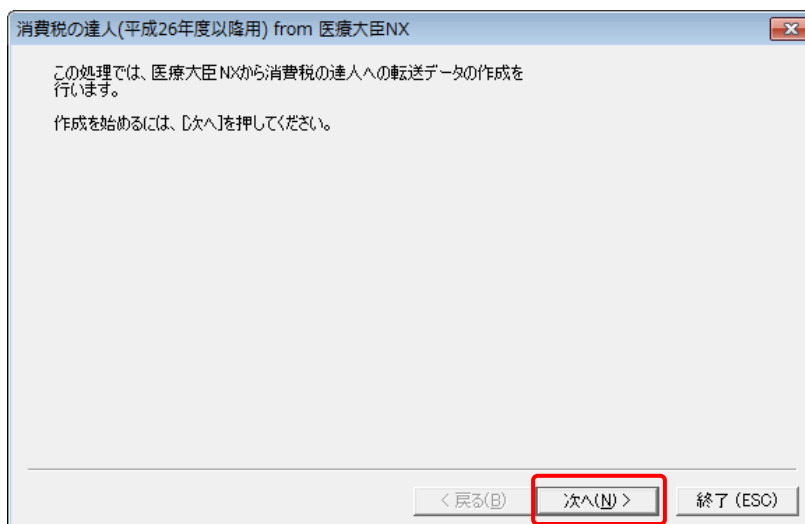
1. Windowsのスタートメニュー[すべてのプログラム]―[達人シリーズ]―[連動コンポーネント]―[消費税の達人(平成26年度以降用)from医療大臣NX]をクリックします。

[消費税の達人(平成26年度以降用)from医療大臣NX] 画面が表示されます。

※ Windows 10の場合は、Windowsのスタートメニュー [すべてのアプリ] ― [達人シリーズ] ― [連動コンポーネント] ― [消費税の達人(平成26年度以降用)from医療大臣NX] をクリックします。

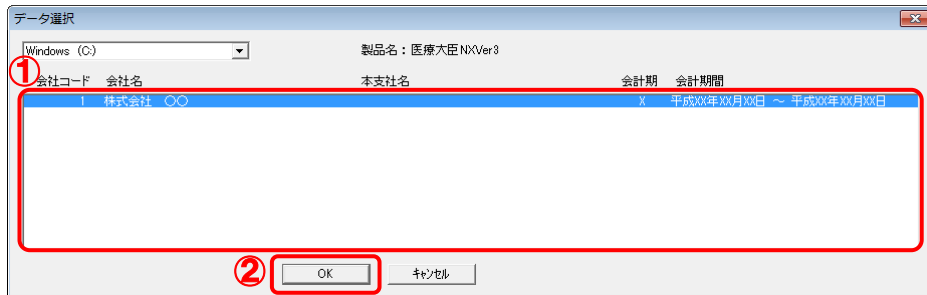
Windows 8.1の場合は、[アプリ] 画面に表示されている [消費税の達人(平成26年度以降用)from医療大臣NX] をクリックします。

2. [次へ]ボタンをクリックします。



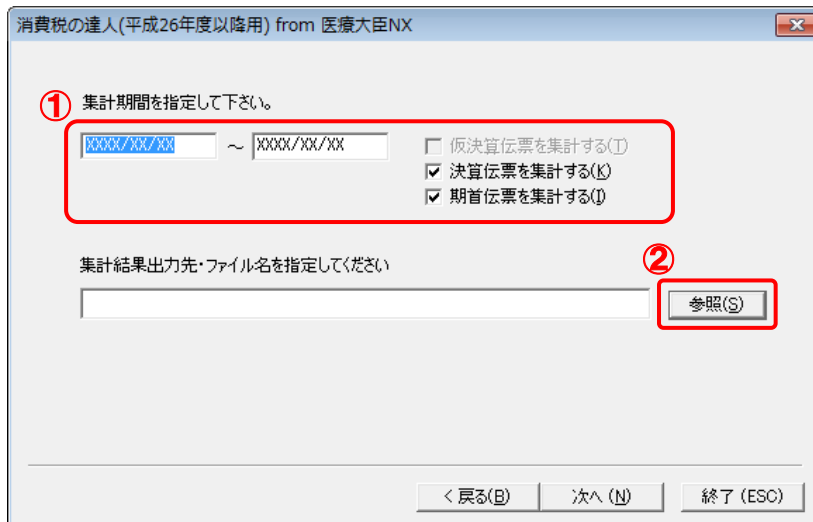
[データ選択] 画面が表示されます。

3. 「消費税の達人」に取り込む「医療大臣NXVer3」のデータをクリックして選択し(①)、[OK] ボタンをクリックします(②)。



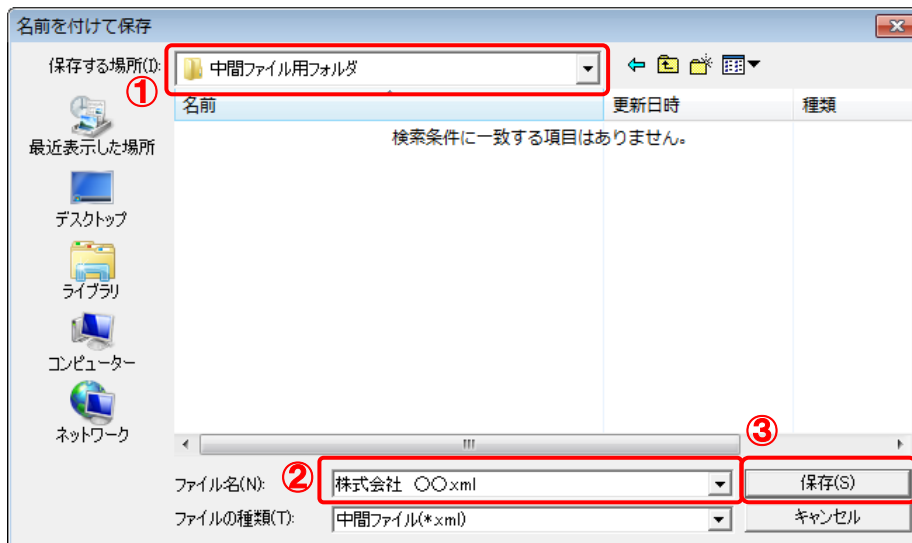
集計期間を指定する画面が表示されます。

4. 集計期間を指定し(①)、[参照]ボタンをクリックします(②)。



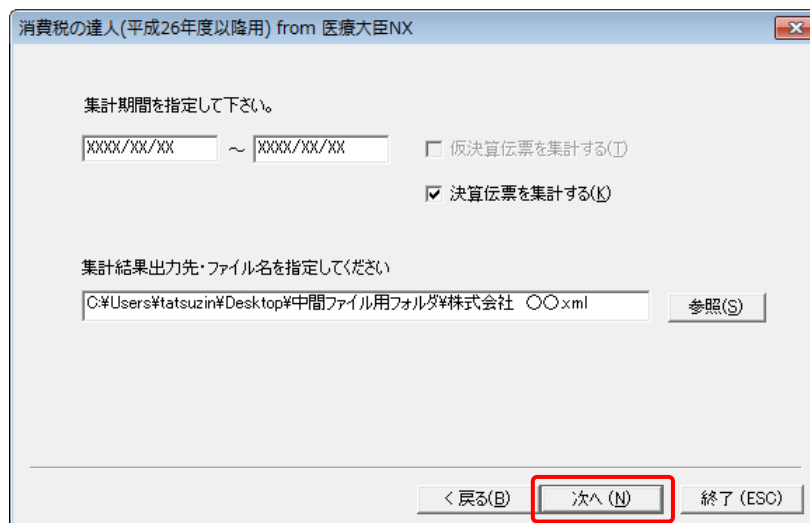
[名前を付けて保存] 画面が表示されます。

5. [保存する場所](①)と[ファイル名]を指定し(②)、[保存]ボタンをクリックします(③)。



集計期間を指定する画面に戻ります。

6. [次へ]ボタンをクリックします。



確認画面が表示されます。

7. [実行]ボタンをクリックします。

消費税の達人(平成26年度以降用) from 医療大臣NX

以下の消費税データを作成します。
よろしければ、[実行]を押して下さい。

会社名称	: 株式会社 ○○
本支社名称	:
会社コード	: 1
会計期	: X
会計期間	: 平成XX年XX月XX日 ~ 平成XX年XX月XX日
消費税申告区分	: 本則課税
課税仕入控除	: 個別対応方式
集計期間	: 平成XX年XX月XX日 ~ 平成XX年XX月XX日(期首・決算含む)
出力ファイル	: C:\Users\tatsuzin\Desktop\中間ファイル用フォルダ\株式会社 ○○.xml

< 戻る(B) **実行(O)** 終了(ESC)

集計結果出力完了画面が表示されます。

8. [完了]ボタンをクリックします。

消費税の達人(平成26年度以降用) from 医療大臣NX

集計結果を正常に出力しました。

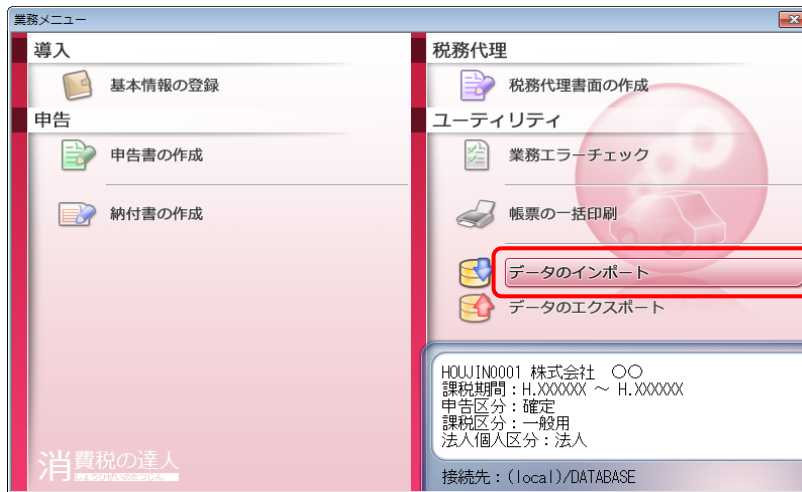
[完了]を押してください

< 戻る(B) **完了** 終了(ESC)

手順5で指定した出力先に、中間ファイルが作成されます。

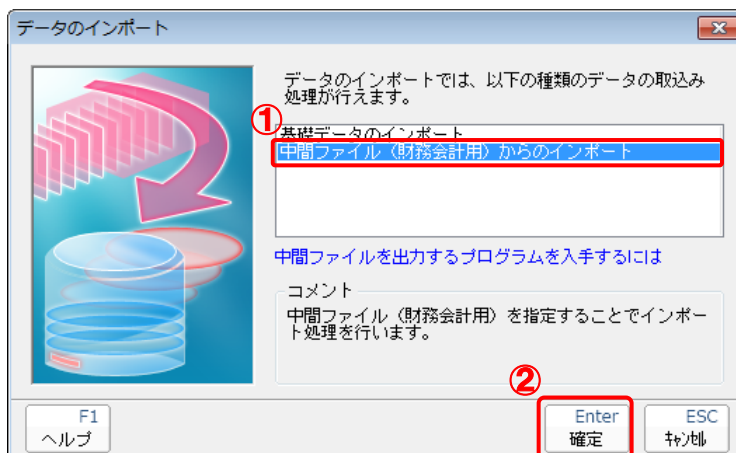
9. 作成された中間ファイルを、USBメモリなどの媒体やネットワークを介して「消費税の達人」がインストールされているコンピュータに移動します。

10. 「消費税の達人」を起動して中間ファイルを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



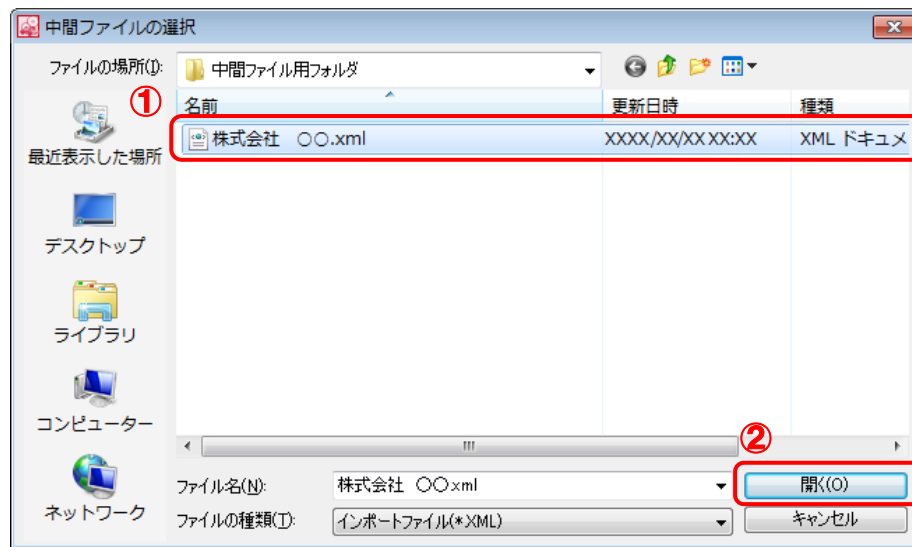
[データのインポート] 画面が表示されます。

11. [中間ファイル(財務会計用)からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



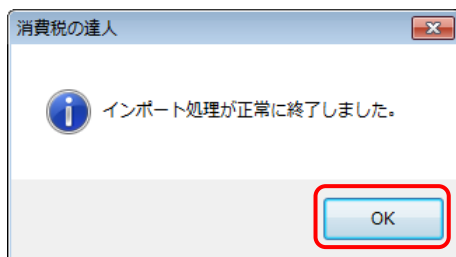
[中間ファイルの選択] 画面が表示されます。

12. 作成した中間ファイルをクリックして選択し(①)、[開く]ボタンをクリックします(②)。



完了画面が表示されます。

13. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。

以上で、データの取り込みは完了です。

6.連動対象項目

「消費税の達人（平成26年度以降用）from医療大臣NX」では、「医療大臣NXVer3」の消費税関連処理よりデータを取り込みます。

「医療大臣NXVer3」から連動するデータ(連動元)

「医療大臣NXVer3」からはメインメニュー〔22 消費税関連処理〕→サブメニュー〔13 消費税申告書〕のデータが連動されます。

The screenshot displays the '医療大臣NX' (Iryaku Daijin NX) software interface. The main menu on the left shows '22 消費税関連処理' (Consumption Tax Related Processing) highlighted. A red box highlights '13 消費税申告書' (Consumption Tax Declaration) in the sub-menu. A red arrow points from this menu item to the '13 消費税申告書' form displayed in the main window.

The '13 消費税申告書' form shows the following data:

項目	金額
この申告書による消費税の税額の計算	
課税標準額	349,087,000
消費税額	13,982,680
控除額	
控除対象仕入税額	4,328,467
返還等対価に係る税額	
官例等に係る税額	
控除税額小計	4,328,467
控除不足還付税額	
差引税額	9,634,200
中間納付税額	
納付税額	9,634,200
中間納付還付税額	
修正 既確定税額	
申告 差引納付税額	
課税資産の譲渡等の対価の額	349,087,959
割合 資産の譲渡等の対価の額	349,077,746
この申告書による地方消費税の税額の計算	
課税標準となる消費税額	
控除不足還付税額	9,634,200
差引税額	
還付税額	
納付税額	2,408,500
中間納付還付税額	
納付還付税額	2,408,500
中間納付還付還付税額	
修正 既確定還付税額	
申告 差引納付還付税額	
消費税及び地方消費税の合計税額	12,042,700
消費税合計金額	
原価消費税	17,453,367

「消費税の達人」に連動するデータ(連動先)

「消費税の達人」に連動する内容は以下のとおりです。次ページ以降の各画面・帳票の網掛け部分が連動対象項目です。

一般用

〔基礎データ〕画面

- ・売上(8%分)
- ・返還(8%分)
- ・貸倒(8%分)
- ・売上(5%分)
- ・返還(5%分)
- ・貸倒(5%分)
- ・売上(3%分)
- ・返還(3%分)
- ・貸倒(3%分)

〔消費税額の調整額〕画面

- ・8%分
- ・5%分
- ・3%分

付表2ー(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易課税用

〔基礎データ〕画面

- ・売上(8%分)
- ・返還(8%分)
- ・貸倒(8%分)
- ・売上(5%分)
- ・返還(5%分)
- ・貸倒(5%分)
- ・売上(3%分)
- ・返還(3%分)
- ・貸倒(3%分)



注意

- ・ 「消費税の還付申告に関する明細書(法人用)」 「消費税の還付申告に関する明細書(個人事業主用)」 は、連動対象外です。
- ・ 〔貸倒額〕〔貸倒回収金額〕は、「医療大臣NXVer3」で伝票登録していた場合、〔本体価格(税抜)〕のデータを取り込みます。

一般用

売上 (8%分)

基礎データ (一般用)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上			
免税売上 (輸出取引等)			
非課税売上・有価証券			
非課税売上・有価証券以外			
非課税資産の輸出等			
課税売上に係る対価の返還			
免税売上に係る対価の返還			
非課税売上に係る対価の返還			
非課税資産の輸出等の返還			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル

仕入 (8%分)

基礎データ (一般用)				
売上(8%分) 仕入(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 仕入(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 仕入(3%分) 貸倒(3%分)				
区分	項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額 (税抜)	仮払消費税	税込価額
仕入	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
特定仕入	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
輸入仕入	課税売上対応(6.3%分)			
	非課税売上対応(6.3%分)			
	共通売上対応(6.3%分)			
	地方消費税分			
仕入返還	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
特定仕入返還	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
輸入仕入返還	課税売上対応(6.3%分)			
	非課税売上対応(6.3%分)			
	共通売上対応(6.3%分)			
	地方消費税分			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1
ヘルプ

F9
印刷

Ctrl+Enter
確定

ESC
キャンセル

貸倒 (8%分)

基礎データ (一般用)			
売上(8%分) 仕入(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 仕入(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 仕入(3%分) 貸倒(3%分)			
項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
貸倒額			
貸倒回収金額			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

Ctrl+Enter
確定

ESC
キャンセル

F1
ヘルプ

F9
印刷

売上 (5%分)

基礎データ (一般用)

売上(8%分) 仕入(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 仕入(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 仕入(3%分) 貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上			
免税売上 (輸出取引等)			
非課税売上・有価証券			
非課税売上・有価証券以外			
非課税資産の輸出等			
課税売上に係る対価の返還			
免税売上に係る対価の返還			
非課税売上に係る対価の返還			
非課税資産の輸出等の返還			

ヘルプ F1
印刷 F9

Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

仕入 (5%分)

基礎データ (一般用)

		売上(8%分)	仕入(8%分)	貸倒(8%分)	売上(5%分)	仕入(5%分)	貸倒(5%分)	売上(3%分)	仕入(3%分)	貸倒(3%分)
区分	項目	税抜経理方式の場合			税込経理方式の場合					
		本体価額 (税抜)	仮払消費税	税込価額						
仕入	課税売上対応									
	非課税売上対応									
	共通売上対応									
輸入仕入	課税売上対応(4%分)									
	非課税売上対応(4%分)									
	共通売上対応(4%分)									
	地方消費税分									
仕入返還	課税売上対応									
	非課税売上対応									
	共通売上対応									
輸入仕入返還	課税売上対応(4%分)									
	非課税売上対応(4%分)									
	共通売上対応(4%分)									
	地方消費税分									

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル

貸倒 (5%分)

基礎データ (一般用)			
売上(8%分) 仕入(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 仕入(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 仕入(3%分) 貸倒(3%分)			
項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
貸倒額			
貸倒回収金額			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

Ctrl+Enter
確定

ESC
キャンセル

F1
ヘルプ

F9
印刷

売上 (3%分)

基礎データ (一般用)			
売上(8%分) 仕入(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 仕入(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 仕入(3%分) 貸倒(3%分)			
項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上			
免税売上 (輸出取引等)			
非課税売上・有価証券			
非課税売上・有価証券以外			
非課税資産の輸出等			
課税売上に係る対価の返還			
免税売上に係る対価の返還			
非課税売上に係る対価の返還			
非課税資産の輸出等の返還			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1
ヘルプ

F9
印刷

Ctrl+Enter
確定

ESC
キャンセル

仕入 (3%分)

基礎データ (一般用)				
売上(8%分) 仕入(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 仕入(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 仕入(3%分) 貸倒(3%分)				
区分	項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額 (税抜)	仮払消費税	税込価額
仕入	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
輸入仕入	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入返還	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
輸入仕入返還	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

Ctrl+Enter 確定

ESC キャンセル

貸倒 (3%分)

基礎データ (一般用)			
売上(8%分) 仕入(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 仕入(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 仕入(3%分) 貸倒(3%分)			
項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
貸倒額			
貸倒回収金額			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

Ctrl+Enter
確定

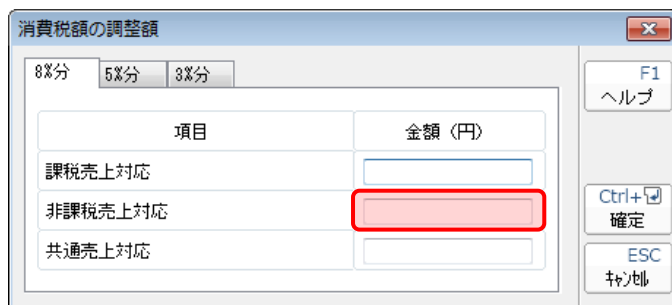
ESC
キャンセル

F1
ヘルプ

F9
印刷

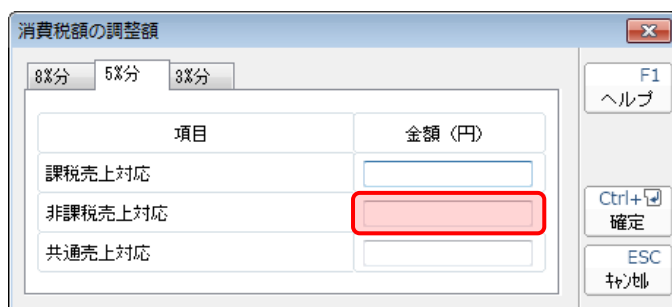
[消費税額の調整額] 画面は「付表2ー(2)」⑬の入力欄をダブルクリックすると表示されます。

8%分



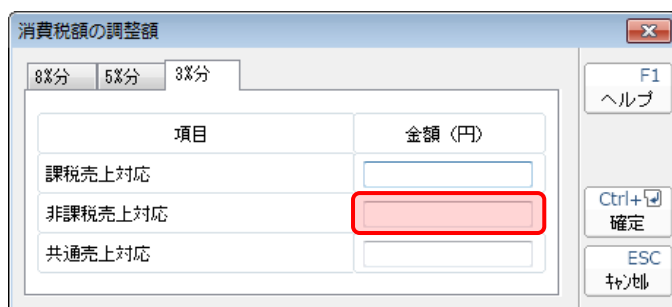
項目	金額 (円)
課税売上対応	
非課税売上対応	
共通売上対応	

5%分



項目	金額 (円)
課税売上対応	
非課税売上対応	
共通売上対応	

3%分



項目	金額 (円)
課税売上対応	
非課税売上対応	
共通売上対応	

第28—(5)号様式

付表2—(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		氏名又は名称				
項	目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)	
	課 税 売 上 額 (税抜き) ①	円	円	円	円	
	免 税 売 上 額 ②					
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額 ③					
	課税資産の譲渡等の対価の額 (①+②+③) ④				※申告書の⑤欄へ	
	課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) ⑤					
	非 課 税 売 上 額 ⑥					
	資産の譲渡等の対価の額 (⑤+⑥) ⑦				※申告書の⑤欄へ	
課 税 売 上 割 合 (④/⑦)					〔 %〕※欄外 に記入	
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑧					
	課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 ⑨	(⑧A欄×3/103)	(⑧B欄×4/106)	(⑧C欄×6.3/108)		
	特定課税仕入れに係る支払対価の額 ⑩				※⑩B7の⑩欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定 課税仕入れがある事業者のみ記載してください。	
	特定課税仕入れに係る消費税額 ⑪			(⑩C欄×6.3/100)		
	課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額 ⑫					
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑬					
	課税仕入れ等の税額の合計額 (⑨+⑪+⑫±⑬) ⑭					
	課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑭の金額) ⑮					
課 税 5 税 95 売 億 売 % 上 円 上 未 高 超 割 満 が 又 合 の は が 場 合	⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑯					
	⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの ⑰					
	個別対応方式により控除する課税仕入れ 等の税額 [(⑯+⑰×④/⑦)] ⑱					
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑱×④/⑦) ⑲					
控 除 の 税 調 整 額 整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑳					
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務 用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額 ㉑					
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑱、⑲又は⑲の金額)±⑳±㉑] がプラスの時 ㉒	※付表1の③A欄へ	※付表1の③B欄へ	※付表1の③C欄へ		
	控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑱、⑲又は⑲の金額)±⑳±㉑] がマイナスの時 ㉓	※付表1の③A欄へ	※付表1の③B欄へ	※付表1の③C欄へ		
	貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 ㉔	※付表1の③A欄へ	※付表1の③B欄へ	※付表1の③C欄へ		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 ⑯及び⑰欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。
なお、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者は、併せて別表を提出する。

簡易課税用

売上(8%分)

基礎データ(簡易課税用)

売上(8%分) 返還(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 返還(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 返還(3%分) 貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上	第1種事業		
	第2種事業		
	第3種事業		
	第4種事業		
	第5種事業		
	事業区分「0」		
課税売上 計			
免税売上(輸出取引等)			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第5種事業に加算します。

自動加算

Ctrl+F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+確定
ESC キャンセル

返還(8%分)

基礎データ(簡易課税用)

売上(8%分) 返還(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 返還(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 返還(3%分) 貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上返還	第1種事業		
	第2種事業		
	第3種事業		
	第4種事業		
	第5種事業		
	事業区分「0」		
課税売上に係る対価の返還 計			
免税売上に係る対価の返還			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第5種事業に加算します。

自動加算

Ctrl+F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+確定
ESC キャンセル

貸倒 (8%分)

基礎データ (簡易課税用)			
売上(8%分) 返還(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 返還(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 返還(3%分) 貸倒(3%分)			
項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
貸倒額			
貸倒回収金額			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第5種事業に加算します。

自動加算

Ctrl+F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル

売上 (5%分)

基礎データ (簡易課税用)			
売上(8%分) 返還(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 返還(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 返還(3%分) 貸倒(3%分)			
項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上	第1種事業		
	第2種事業		
	第3種事業		
	第4種事業		
	第5種事業		
	事業区分「0」		
課税売上 計			
免税売上 (輸出取引等)			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第5種事業に加算します。

自動加算

Ctrl+F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル

返還 (5%分)

基礎データ (簡易課税用)

売上(8%分) 返還(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 返還(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 返還(3%分) 貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上返還	第1種事業		
	第2種事業		
	第3種事業		
	第4種事業		
	第5種事業		
	事業区分「0」		
課税売上に係る対価の返還 計			
免税売上に係る対価の返還			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第5種事業に加算します。

自動加算

F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+ 確定
ESC キャンセル

貸倒 (5%分)

基礎データ (簡易課税用)

売上(8%分) 返還(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 返還(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 返還(3%分) 貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額
貸倒額			
貸倒回収金額			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第5種事業に加算します。

自動加算

F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+ 確定
ESC キャンセル

売上 (3%分)

基礎データ (簡易課税用)				
売上(8%分) 返還(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 返還(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 返還(3%分) 貸倒(3%分)				
項目		税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上	第1種事業			
	第2種事業			
	第3種事業			
	第4種事業			
	第5種事業			
	事業区分「0」			
課税売上 計				
免税売上 (輸出取引等)				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第5種事業に加算します。

自動加算

F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+ 確定
ESC キャンセル

返還 (3%分)

基礎データ (簡易課税用)				
売上(8%分) 返還(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 返還(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 返還(3%分) 貸倒(3%分)				
項目		税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上返還	第1種事業			
	第2種事業			
	第3種事業			
	第4種事業			
	第5種事業			
	事業区分「0」			
課税売上に係る対価の返還 計				
免税売上に係る対価の返還				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第5種事業に加算します。

自動加算

F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+ 確定
ESC キャンセル

貸倒 (3%分)

基礎データ (簡易課税用)			
売上(8%分) 返還(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 返還(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 返還(3%分) 貸倒(3%分)			
項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
貸倒額			
貸倒回収金額			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第5種事業に加算します。

自動加算

Ctrl+

7.アンインストール方法

「消費税の達人(平成26年度以降用)from医療大臣NX」をコンピュータからアンインストールするには、以下の手順で行います。



注意

アンインストール作業中に「ユーザーアカウント制御」画面が表示されることがあります。その場合は「はい」ボタンをクリックして作業を進めてください（必要に応じてパスワードを入力します）。

1. Windowsのスタートメニュー[コントロールパネル]をクリックします。

「コントロールパネル」画面が表示されます。

※ Windows 10の場合は、Windowsのスタートボタンを右クリックし、表示されるメニューから「コントロールパネル」をクリックします。

Windows 8.1の場合は、「アプリ」画面に表示されている「消費税の達人(平成26年度以降用)from医療大臣NX」を右クリックし「アンインストール」をクリックし、手順3に進みます。

2. 「プログラムのアンインストール」をクリックします。

「プログラムのアンインストールまたは変更」画面が表示されます。

※ 「コントロールパネル」画面をアイコン表示にしている場合は、「プログラムと機能」をクリックします。

3. 「消費税の達人(平成26年度以降用)from医療大臣NX」をクリックして選択し、「アンインストールと変更」をクリックします。

「ファイル削除の確認」画面が表示されます。

4. 「OK」ボタンをクリックします。

アンインストールが開始されます。

5. 「メンテナンスの完了」画面が表示されたら、「完了」ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人(平成26年度以降用)from医療大臣NX」のアンインストールは完了です。

8.著作権・免責等に関する注意事項

- ・ 「消費税の達人（平成26年度以降用）from医療大臣NX」のソフトウェア製品全体の著作権、工業所有権の一切の知的財産権は応研株式会社に帰属するものとします。
- ・ 「消費税の達人（平成26年度以降用）from医療大臣NX」を使用した結果の損害及び影響について、原因のいかんを問わず、弊社及び応研株式会社は一切の賠償の責任を負いません。
- ・ 「消費税の達人（平成26年度以降用）from医療大臣NX」のプログラム及びドキュメント等の一部または全部をどのような場合でもその形態を問わず無断で解析・改造・配布等を行うことはできません。
- ・ 「消費税の達人（平成26年度以降用）from医療大臣NX」のソフトウェア製品仕様は、事前の通知なしに変更することがあります。

**消費税の達人(平成26年度以降用)from医療大臣NX
運用ガイド**

平成30年2月23日初版
